

## 令和2年度大阪府大阪市北部保健医療協議会(書面開催)の議決結果

### <協議会の成立>

令和3年1月26日付け大健第1080号において実施した本協議会(書面開催)については、委員数34名のうち、過半数を超える33名から意見書の提出があり、本協議会が成立したことをお知らせします。

#### 【意見書提出委員】

田淵委員、樋口委員、泉岡委員、中川委員、赤井委員、焦委員、大塚委員、梅垣委員、三浦委員、森委員、入来院委員、櫻井委員、坂東委員、草分委員、橋本委員、増井委員、宮田委員、横田委員、岩岸委員、前田委員、三前委員、吉川委員、西澤委員、東委員、辻委員、藤原委員、西口委員、北村委員、加納委員、木野委員、中喜多委員、國吉委員、寺澤委員

#### 【主な質問・意見とその回答】

##### ■議題(1) 令和2年度「地域医療構想」の進捗状況について 特に意見等なし

##### ■議題(2) 大阪市二次医療圏「地域医療構想」の進捗状況について

(主な意見) 地域医療構想の話し合いの場である病院連絡会が、新型コロナウイルス感染症の影響で中止されているため、進捗状況等を病院側にも情報提供すべきではないか。

(大阪市回答) 令和2年度の病院連絡会の開催は見送りとしたが、地域医療構想の進捗状況は毎年度の医療・病床懇話会や保健医療協議会等で報告し、意見を頂くとともに、各会議の開催状況や、病院プラン調査の結果等については大阪府のホームページに掲載しているため確認願いたい。

##### ■議題(3) 大阪市二次医療圏「地域医療構想」の進捗状況について

###### ①令和2年度病院プラン調査結果の概要について

(主な意見)・医誠会病院と城東中央病院が統合し、新たに560床の高度急性期・急性期病院が急性期飽和地域の北区に移転することは地域医療構想に反しており、地域の医療供給体制の崩壊を招く可能性が大きい。

- ・周産期、小児領域の病床は、当該地域ではすでに充足しており、今後は過剰になることが予測され、新設することは適切ではないと考える。
- ・「急性期一般入院料1」で回復期機能とすることについて整合性がとれておらず、医療病床懇話会より指摘を受けていることも同意見であり、あり得ないことだと思う。
- ・「救急医療体制」については、東淀川区ではこれまで淀川キリスト教病院と医誠会病院で区内の救急患者の診療を二分する形で担っていたが、医誠会病院が移転することによって、淀川キリスト教病院への救急への負担が大きくなり、また同病院も単独では東淀川区の救急すべてを応需することができないと言っており、地区の救急医療体制を維持するのが困難である。特に脳血管疾患の救急が不安視される。
- ・医誠会病院は東淀川区においては、地域密着型の病院として認識されている。元々かかりつけ医がいた患者を救急受診した際に取り込み、退院後も病院外来で継続して診療を行い、一部を除いて病診連携ができておらず、医師会との関係も必ずしも良好とは言えなかったが、他の病院が断るような患者であっても幅広く診療をしてくれるため、地域での需要はそれなりにあった。移転しても東淀川区からの患者は受け入れるとは言っているが、地元

にあつてこそ価値がある病院といえる。地域の医療事情を無視して他地域に移転するのは、東淀川区の住民を守るということについて無責任であり、医師会としては、新病院の建設が始まっている現状であっても移転は受け入れられない。新病院では、(高度)急性期を中心とした医療を行うということであるが、今まで医誠会病院が求められていたものとは違っており、地域包括ケアシステム、地域医療構想から考えても急性期病院が多い地域に新たな急性期病院を建てるとするのは「地域医療に対する視点の欠如」であり、自院だけの都合を優先させた独善的なものであると考える。

- ・「移転後の受診手段」仮に北区へ移転した場合、現在通院中の東淀川区患者の通院に対してどのような対策を考えているのか。多くの患者は徒歩や自転車、介助付き来院しているが、これまで通りに通院するのは困難であり、経済的、時間的に余計な負担を強いるものである。最低限、区内各所へ巡回バスを手当すべきであると考え。
- ・「跡地の利用計画」病院以外の人工透析クリニック、老健、訪看、その他介護事業所などグループの施設はそのまま運営されるのか聞きたい。そちらの利用者にも不利益が無いよう事業を継続されたい。また、病院の跡地の利用計画はあるのか。決してサテライト的診療所の開設は容認できない。
- ・医誠会病院にかかる過剰病床への転換については了承できず、過剰な病床機能への転換中止等にかかる知事権限の行使を前提とした大阪府医療審議会への報告の必要性について、大阪市保健医療連絡協議会（地域医療構想調整会議）において審議をお願いしたい。

(大阪市回答) 過剰病床への転換にかかり大阪府大阪市医療・病床懇話会（以下、「医療病床懇話会」という。）及び大阪府大阪市保健医療連絡協議会（以下、「保健医療連絡協議会」という。）において継続案件となっております医療法人医誠会の計画の内容につきましては、令和元年度の保健医療連絡協議会からの意見を踏まえ令和2年11月19日に調整の場が開催され、

① 小児周産期医療の新設

② 医師をはじめ人材の確保

③ 回復期を「急性期一般入院料1」の診療報酬で取り扱うこと 等について意見交換が行われた。

令和2年度の医療病床懇話会において、調整の場での内容も踏まえて継続案件となっている過剰病床への転換について議論され、

㊦急性期病床を高度急性期病床に転換することは、過剰病床への転換であり、地域医療構想の内容に反している。

㊧城東中央病院の慢性期病床を回復期病床に転換することについても、診療報酬を「急性期一般入院料1」で算定するようになっており、それを回復期機能とすることについては整合性がとれていない。

㊨調整の場において意見交換が行われたが、病院の統合・移転そのものに対する反対意見も出されるなど、医誠会の説明に対し出席者からの理解は得られなかった。

このようなことから、継続案件となっている医誠会病院にかかる過剰病床への転換については了承できず、過剰な病床機能への転換中止等にかかる知事権限の行使を前提とした大阪府医療審議会への報告の必要性について保健医療連絡協議会（地域医療構想調整会議）において審議されたい。との意見が出されている。

今後、開催予定の令和2年度の保健医療連絡協議会において、医療病床懇話会からの意見も踏まえ、大阪府医療審議会での審議が必要と判断するか否か検討いただくこととなっている。

### ③ 非稼働病床の状況について（病院・有床診療所）

特に意見等なし

#### ■議題（４）地域医療への協力に関する意向書等の提出状況について

（主な意見）開業医の高齢化が進み出務に負担がかかっており、地域医療への協力は必須である。「地域医療への協力に関する意向」についての意向書の提出状況が悪いため、提出に対して強制力はないのか。

（大阪市回答）「地域医療への協力に関する意向書」等は令和２年９月１日から運用開始しており、地域医療への協力の啓発を行っている。また、意向書の内容及び提出の状況については、保健医療協議会等において報告することになっている。今後も意向書の提出に協力いただけるよう取り組んでいく。

#### ■議題（５）大阪市二次医療圏における第７次医療計画における取組み状況の評価について

特に意見等なし

#### ■議題（６）市立住吉市民病院跡地における新病院設置に伴う病院再編計画について(案)

（主な意見）・市立住吉市民病院跡地の再編計画について認知医療について弘済院の再編計画に賛成する。

- ・ P 2 資料のように、弘済院病院への専門相談は年々増加している。鑑別診断については、近隣の病院にても可能であるが、B P S D など周辺の種々の問題に対しては、断然弘済院病院の対処能力が高く、頼りにされている。東淀川区は比較的病院へのアクセスが良く、又、以前より病診連携を深化させる為、種々の取組みを相互にて行っている。移転後の喪失状態をどのように回避すべきか、苦慮している所である。

（大阪市回答）新病院は弘済院附属病院の機能を継承・発展させるものとして、認知症医療の中核病院としての役割を担うことを目指しており、近隣の病院での対応が困難な BPSD 等の困難症例への対応や専門相談等については、全市的に対応していく。

また、弘済院附属病院閉院後の本市における認知症疾患医療センターの配置のあり方等については、地域の状況等を勘案のうえ、これまで連携に協力いただいていた地域の方の負担とならないよう検討していく。

（主な意見）・不採算になると考えられる領域のみ扱うが、収支見込みはどうか。

（３）の①③④は、病院機能ではなく研究所機能であり、恐らく早期に結果を得ることは困難であり、長期の財政支援が必要ではないか。

（大阪市回答）新病院において目指す医療に不採算の部分が一定あるとともに、研究所機能をもつことから長期にわたり収支均衡が困難となることは認識しており、安定的な運営となるよう一定の財政支援を行うことを予定している。

■その他意見

(意見) 地震、津波等、天災時に発生する官民の協力体制について教えていただきたい。

(大阪市回答) 災害時における官民の協力体制として、民間事業者との間で協定の締結を行っており、地域防災計画において

① 関係民間団体等に対する応援要請

② 「災害時における放送要請に関する協定書」等に基づくラジオ、テレビ、CATV、文字放送・コミュニティFMの活用

③ 生活物資等の確保のための協定の締結等 について、定めているところである。

災害時における医療救護の万全を期すため、医療救護班の派遣等について定めた協定書を(一社)大阪府医師会と締結している。

また、災害時用医薬品等の確保を図るため、医薬品等の供給要請等を定めた協定書を、(一社)大阪府薬剤師会及び、大阪府医薬品卸協同組合と締結している。

(意見) 当協議会は、人口減少、高齢化等に対しての長期的な状況を見通し医療機能の分化・連携を考える会議ではあるが、今回新型コロナウイルス感染症対して何もできない状況である。地域の代表が集まる会議であるので、新型感染症や災害等、緊急の事案に対しても早急な提言や施策が打ち出せるような準備が必要と考える。

(大阪市回答) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の医療提供体制の構築については、参考資料に国の考えが示されており、府においても国の動きを注視しつつ、今後の取組みについて検討していく。